神奈川県工業生産統計調査の実施

平成23年１月28日  
告示第50号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 平成25年８月30日告示第474号 |  |

神奈川県統計調査条例（平成20年神奈川県条例第54号）に基づき、県指定統計調査として神奈川県工業生産統計調査を次のとおり実施する。

神奈川県工業生産統計調査の実施（平成２年神奈川県告示第631号）は、廃止する。

１　調査目的

この調査は、本県の工業生産の動向を明らかにし、経済分析及び景気動向の基礎資料を作成することを目的とする。

２　調査範囲

統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に掲げる小分類畜産食料品製造業、水産食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業及びその他の食料品製造業並びに清涼飲料製造業及び酒類製造業に属する県内の事業所の一部を抽出する。

３　調査事項

生産品について、次の事項を調査する。

(１)　月間生産高の数量及び金額

(２)　月間出荷高の数量及び金額

(３)　月末在庫高の数量

４　調査方法

県が配布する調査票を用い、自計申告の方法により行う。

５　調査期日

毎月末日現在によって行う。

６　県指定統計調査の指定番号

県指定統計調査　神奈川県指定第１号

７　報告者

調査対象事業所の事業主（当該事業所の事業を管理する者をいう。）とする。